

延滞税等の納付

Q : 源泉所得税を納付期限までに納めなかった場合の取扱いについて教えてください。

A : 延滞税、不納付加算税が課されることとなります。

【解説】

源泉所得税をその法定納期限までに完納しない場合、納税者は延滞税、不納付加算税を納付しなければなりません。

延滞税は、法定納期限の翌日から納付する日までの日数に応じて次の割合により計算することとされており、原則として、その計算の基礎となる本税とあわせて納付することとなります。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで
年「4.1%」
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後
年「14.6%」

不納付加算税は、その計算の基礎となる本来納付すべき税額に対して10%の割合で計算されます。ただし、本税を自発的に納付した場合であって、その納付が調査があったことにより納税告知があることを予知してされたものでないときには5%に軽減されます。なお、本税を法定納期限内に納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合には、不納付加算税は徴収されません。

また、意図的に納付税額を隠そうとするなどして、法定納期限内に本税を納付しなかった場合には、不納付加算税ではなく、重加算税が本税の額に35%の割合で徴収されます。

